資料１

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議　設立趣旨及び規約（案）

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議
設立趣旨

中川中流部越谷市中島地区（以下、中島地区とする）の中川河川敷には、平成 13 年頃からサギ類の集団繁殖地（コロニー）が形成されるようになり、現在では埼玉県内における数少ない安定した大規模サギ類コロニーとなっている（以下、「中川のサギ類コロニー」とする）。サギ類は、主に河川や水田等の水辺でカエルや魚類、草地でバッタ等の昆虫類を採食する大型の水鳥であり、コロニーが存在することは、多くのサギ類が生息するための餌資源となる生物が周辺に生息することを表し、そこには豊かな自然環境が広がっているといえる。かつて、国の特別天然記念物であった「野田のサギ山」が同じく埼玉県の低地帯に存在していたことを踏まえると、サギ類コロニーの存在は、埼玉県の低地帯を象徴する自然環境の一つといえる。

一方で、流域のほぼ全域が標高 20m 以下の低平地であり、河床勾配は約 1/5,500（潮止橋より上流）と緩勾配のため、降雨が流下されにくく、たびたび出水に見舞われており、平成 27 年以降令和 6 年までの 10 年間に 4 回の洪水が生じている。首都圏のベッドタウンとして急速な都市化が進行してきたこともあり、浸水被害を抑えるための治水対策に対する要望が大きい地域となっている。

そこで、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所では、中川流域における治水対策と健全な河川生態系の維持・保全の両立に向けて、中川のサギ類コロニーの現状と課題をまとめ、今後の保全対策に関する方向性について整理を行うことを目的として、有識者による「中川のサギ類コロニー保全対策検討有識者会議」を平成 28 年 1 月に発足した。

令和 3 年 3 月には、気候変動の水災害リスクの増大に備えるため、流域全体が協働で水災害を軽減させるための治水対策として、「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト」が策定された。さらに令和 6 年 3 月には「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト 2.0」に更新され、グリーンインフラの取り組みのひとつとしてサギ類コロニーの保全が挙げられ、流域全体での取り組み項目として位置付けられたところである。

これは、令和 5 年 11 月に策定された「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画」において、中川の中流部におけるサギ類の集団営巣地について、「周辺の河川整備による影響の低減に努め、必要に応じて代替措置について検討する。」ことが盛り込まれたことを踏まえ反映されたものである。

一方で、令和 5 年 6 月大雨（台風第 2 号）により 6 市 1 町（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）において甚大な浸水被害が発生したため、早期に浸水被害軽減を図るため、国、埼玉県、6 市 1 町が連携し、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」を令和 6 年 4 月にとりまとめた。これを受け、令和 12 年度までに浸水被害の大幅な軽減を目指し、国、県において中川をはじめとする河川での堤防整備や河道掘削等による洪水・氾濫対策の加速化が進められている。

中島地区においても河川の改修が実施されることから、近い将来サギ類コロニーへの影響が避けられない状況にある。こうした実情を踏まえ、中川のサギ類コロニーの保全対策の方針について、流域全体を視野に検討した「中川のサギ類コロニー保全対策方針（令和８年１月）（以下、「保全対策方針」とする。）」がとりまとめられた。

そこで、今後の河川の改修等において、保全対策方針に基づいたサギ類コロニーの保全を進めるためのアドバイザリーの役割を担う「中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議」を設立することとした。

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議　規約

第１条（名称）

本会は、「中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議」（以下「本会議」という）と称する。

第２条（目的）

本会議は、「中川のサギ類コロニー保全対策方針」も踏まえ、流域のサギ類のコロニーの保全対策等の推進のために、指導、助言等を行うことを目的とする。

第３条（組織等）

本会議は、江戸川河川事務所長が設置する。

２　本会議は、別添に掲げる委員で組織し、江戸川河川事務所長が委嘱する。

３　委員の任期は、委員就任の日からおおむね２年間とし、再任を妨げない。

４　本会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

５　特に具体的な検討を要する事項については、必要に応じてタスクフォースを設置することができる。

第４条（座長）

本会議には、会務を総括する座長を置くこととする。

２　座長に事故があるときは、座長が指名する委員が職務を代行する。

第５条（会議）

本会議は、江戸川河川事務所長の要請を受け、座長が招集する。

２　本会議は、委員の半数以上の出席をもって行う。

第６条（事務局）

本会議の事務局は、江戸川河川事務所に置く。

第７条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の３分の２以上の同意を得て行うものとする。

第８条（その他）

この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、令和７年 12 月 5 日から施行する。

この規約は、令和８年　　月　　日から施行する。

別 添

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議

委 員

氏 名	所 属
一ノ瀬 友博 （座長）	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長･教授
浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター 温暖化対策担当 担当部長
堂本 泰章	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 専務理事
徳永 幸彦	筑波大学 生命環境系 准教授
益子 美由希	国立研究開発法人 農業･食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ 主任研究員
小池 聖彦	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 事務所長

所属は R7.12 月時点